

学校法人 学文館
上武大学 医学生理学研究所
動物実験等の実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上武大学医学生理学研究所（以下「研究所」という。）における動物実験等の実施に関し、必要な事項を定める。

2 動物実験等の実施については、「動物愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号、以下「飼養保管基準」という。）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号、以下「基本指針」という。）によるほか、この規程に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- 一 「動物実験等」とは、動物を教育、研究、試験又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 「施設等」とは、動物を飼養若しくは保管する動物飼育室及び動物実験等（48時間以内の一時保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- 三 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するために施設等で飼養又は保管している動物のうち、哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- 四 「動物実験計画」とは、動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- 五 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- 六 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。
- 七 「管理者」とは、学長のもとで、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- 八 「実験動物管理者」とは、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- 九 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- 十 「管理者等」とは、学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- 十一 「指針等」とは、動物実験等の実施に関して行政機関の定める基本指針及び日本学術会議が策定する「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究所における動物の飼養又は保管及び動物実験等の適正な実施に関する業務を統括する。

(動物実験委員会)

第4条 研究所における動物実験等の適正な実施に関し必要な事項を審査及び審議するため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 動物実験等に関して優れた職見を有する者 1名
- 二 実験動物に関して優れた識見を有する者（学外者を含む） 1名
- 三 その他学識経験を有する者 1名

(委員の任期)

第6条 委員の任期は原則として、4月1日から3月31日までの1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 欠員が生じた場合は、これを補充し、その人の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員長は常任理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ外部委員のうち1名以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 議決は、出席委員の過半数をもって、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、大学本部事務局において処理をする。

(動物実験計画の立案、申請、承認等)

第10条 動物実験責任者は動物実験等によって得られるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書により学長の承認を得なければならない。承認通知書は理事長名で交付する。

- 一 研究の目的、意義及び必要性に関すること。
- 二 代替法の利用により実験動物を適切に利用することを検討すること。
- 三 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- 四 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- 五 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実

験等を行なう場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打ち切るタイミングをいう。）の設定を検討すること。

- 2 学長は、動物実験責任者から前項の申請があったときは、委員会の審査を経て、その実験計画を承認するか否かの決定を行なうものとする。
- 3 学長は、前項の規定により決定を行なったときは、速やかに当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行なうことができない。

（実験操作）

第 11 条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、法及び指針等に即するとともに、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- 一 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- 二 承認された動物実験計画書のとおり行うこと。
- 三 安全管理に注意を払うべき実験（生物的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学の関連規定に従うこと。
- 四 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- 五 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- 六 侵襲性の高い大規模な存命手術にあつては、経験を有する者の指導下で行うこと。

（実験計画の変更又は実験終了）

第 12 条 動物実験責任者は、承認を得た当該実験計画の内容を変更しようとするときは、動物実験計画変更申請書により学長の承認を得なければならない。

- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を終了若しくは中止したときは、動物実験（終了・中止）報告書により学長に報告しなければならない。
- 3 第 10 条第 2 項、第 3 項、第 4 項の規程は、動物実験計画の内容の変更申請について準用する。

（動物飼養又は保管）

第 13 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準及び指針等に基づいて、動物飼育室及び設備の維持と衛生管理を行い、実験動物の健康と安全の保持に努めなければならない。

- 2 実験動物の動物飼育室への収容に際し、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、動物飼育室への振り分けやケージ配分について、動物の生理、生態、習性等に応じて適切に行うとともに、適切な給餌、給水、ケージ交換等の飼育管理を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、協力して実験動物の導入時から不

要時に至る全ての時期にわたって実験動物の状態を子細に観察し、状況に応じた適切な処置を施さなければならない。

- 4 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、動物残渣（死体、汚物、使用済みの飼育資材等）保管に際しては、悪臭の発生及び病原体による環境汚染等の防止を図らなければならない。

（記録保存）

第 14 条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録並びに飼養保管した実験動物の種類及び数についての記録を保存しなければならない。

（施設及び設備）

第 15 条 動物実験等及び動物実験等に供するための飼養又は保管（48 時間以内の一時的なものを含む。）は、定められた施設等においてのみ実施することができる。

- 2 動物を飼養又は保管するには、動物の生理、生態、習性等に応じた適切な動物飼育室を備えなければならない。

- 3 管理者は、実験動物及び施設等の適正な管理・運用を図ると共に、動物実験等の遂行に必要な施設等の改善に努めなければならない。

- 4 この規程に定めるもののほか、法が定める特定動物、特定外来生物等を飼養又は保管し、又は動物実験等に供する場合にあっては、関連法令による手続きを沈滞なく行うものとする。

（安全管理）

第 16 条 管理者は、動物が逸走した場合に備え、予め捕獲方法等を定めなければならない。

- 2 管理者は、人に危害を与える恐れのある動物が施設外に逸走した場合は、速やかに関係機関に報告しなければならない。

- 3 管理者は、有毒動物、危害動物、遺伝子組換え動物又は人への感染性を保持した微生物を投与若しくは保持し、又はその恐れのある動物を飼養又は保管する場合にあっては、人への危害の再発防止のため、指針等に基づき必要な措置を講じなければならない。

- 4 管理者は、動物実験等に関与しない者が、飼養又は保管している動物に接触することがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 5 管理者は、地震、火災等の不測の事態に執るべき措置の計画を予め作成時、関係者に周知を図るとともに、かかる不測の事態の発生した場合は、飼養又は保管している動物の保護、逸走による危害防止に努めなければならない。

（教育訓練）

第 17 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- 一 関連法令、指針等、学内関連諸規程

- 二 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - 三 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - 四 安全確保及び安全管理に関する事項
 - 五 その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 管理者は、教育訓練の実施日、内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。
- 3 動物実験実施者は、実験実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めなければならない。

(自己点検・評価及び情報公開)

第 18 条 学長は、委員会に研究所における動物実験等の法及び指針等への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 学長は、自己点検・評価の結果については、学外者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 研究所における動物実験等に関する情報は、定期的に公表するものとする。

(規程の改正)

第 19 条 この規程の改正は、常任理事会の議決による。

(その他)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成 27 年 9 月 2 日から施行する。